

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、表のとおりとなっています。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	34,600千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	446,466千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	159,440	74,045	36,505	0	12,356	36,534
	老人福祉事業	7,948	0	100	369	616	6,863
	母子福祉事業	6,775	2,258	0	0	525	3,992
	福祉医療事業	21,534	0	7,606	300	1,669	11,959
	児童福祉事業	22,205	15,219	3,490	0	1,721	1,775
	生活保護事業	68,549	51,249	0	216	5,312	11,772
	小計	286,451	142,771	47,701	885	22,199	72,895
社会保険	国民健康保険事業	34,033	4,391	13,589	0	2,637	13,416
	介護保険事業	101,752	5,188	2,594	0	7,886	86,084
	小計	135,785	9,579	16,183	0	10,523	99,500
保健衛生	予防事業	12,848	95	0	0	996	11,757
	保健事業	8,628	0	0	291	669	7,668
	母子保健事業	2,754	132	66	50	213	2,293
	小計	24,230	227	66	341	1,878	21,718
合計	446,466	152,577	63,950	1,226	34,600	194,113	